

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成21年1月15日(2009.1.15)

【公開番号】特開2008-11059(P2008-11059A)

【公開日】平成20年1月17日(2008.1.17)

【年通号数】公開・登録公報2008-002

【出願番号】特願2006-178239(P2006-178239)

【国際特許分類】

H 04 M 1/23 (2006.01)

H 04 M 1/02 (2006.01)

【F I】

H 04 M 1/23 F

H 04 M 1/02 C

【手続補正書】

【提出日】平成20年11月25日(2008.11.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

機器ケースの側面に形成された開口を覆うエラストマー製のカバーが備えられ、前記機器ケースに、前記カバーを前記開口に嵌めた際にその状態を維持するための係合部が設けられる携帯電子機器であって、

前記機器ケースの前記係合部を、当該機器ケースよりも潤滑性のある別部材で構成したことを特徴とする携帯電子機器。

【請求項2】

前記カバーには前記開口内に嵌合する防水パッキンが設けられていることを特徴とする請求項1に記載の携帯電子機器。

【請求項3】

前記カバーと前記係合部とは、異なる材質の樹脂で成形したことを特徴とする請求項1に記載の携帯電子機器。

【請求項4】

前記係合部には穴が形成され、前記機器ケースには突起が設けられ、この突起を前記係合部の穴に圧入することで前記係合部を固定するようにしたことを特徴とする請求項1に記載の携帯電子機器。